

令和 7 年高島市教育委員会
第 3 回 定 例 会 議 事 日 程

日 時 令和 7 年 3 月 1 9 日 (水)
午後 2 時 0 0 分
場 所 高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和 7 年第 2 回定例会会議録の承認
3. 令和 7 年第 1 回臨時会会議録の承認
4. 会議録署名委員の指名

委員 委員

5. 議事

日程第 1 議第 1 0 号 令和 7 年度教育の重点の作成案について

日程第 2 議第 1 1 号 高島市文化財保護審議会委員の任命について

日程第 3 議第 1 2 号 高島市図書館協議会委員の任命について

日程第 4 議第 1 3 号 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師
の委嘱について

日程第 5 議第 1 4 号 高島市立学校の産業医の委嘱について

日程第 6 議第 1 5 号 高島市立学校看護師派遣事業実施要綱を廃止する告示
案

6. 報告

報告第 1 号 高島市立学校看護師派遣事業実施要綱の制定について

報告第 2 号 近江聖人中江藤樹記念館の臨時休館について

報告第 3 号 マキノ資料館の臨時休館について

報告第 4 号 高島市子ども読書活動推進計画（第 4 次）の策定について

報告第5号 高島市学校施設長寿命化計画の改定について

報告第6号 令和7年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

7. 今後の日程

- ・令和7年教育委員会第2回臨時会

日時：令和7年3月28日（金）午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

- ・令和7年教育委員会第4回定例会

日時：令和7年4月22日（火）午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和7年 第3回定例会座席表

饗庭 教育総務部長	川島教育長			饗庭 教育指導部長	
中川 教育総務部 次長	橋本 教育委員		田邊 教育長職務 代理者	川原林 学校教育課長	
平井 教育総務部 次長				保木 学事施設課長	
竹井 社会教育課長	森 教育委員		高木 教育委員	藤原 学校給食課長	加藤 市民スポーツ 課長
小川 文化財課長				赤水 スポーツ振興 部長	藤本 教育総務課 主事
横井川 文化ホール 館長				野崎 スポーツ振興 部次長	中村 教育総務課 主査

入口	傍聴席	入口
----	-----	----

議第 10 号

令和 7 年度教育の重点の作成案について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 19 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

令和 7 年度教育の重点

令和 7 年度における教育施策の重点的な取組みをまとめた「令和 7 年度教育の重点」を別冊資料のとおり作成することにつき、議決を求める。

議第 1 1 号

高島市文化財保護審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市文化財保護審議会委員の任命について

高島市文化財保護審議会設置条例（平成 1 7 年高島市条例第 1 4 2 号）第 4 条の規定に基づき、次の者を高島市文化財保護審議会委員に任命することにつき、議決を求める。

記

氏 名	所 属 等	分 野	新任・再任
青木 繁	元滋賀県立朽木いきものふれあいの里 館長	天然記念物	再 任
東 幸代	滋賀県立大学人間文化学部教授	書跡	再 任
大塚 活美	元京都文化博物館 学芸員	民俗文化財	再 任
加藤 賢治	成安造形大学芸術学部 教授	民俗文化財 地域文化	再 任
下坂 守	京都国立博物館 名誉館員	美術工芸 博物館運営	再 任
高橋 克壽	花園大学文学部 教授	史跡	再 任
登谷 伸宏	京都工芸繊維大学デザイン・建築学系 准教授	建造物	再 任
山下 立	元滋賀県立安土城考古博物館学芸員	美術工芸	再 任

任期：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議第 1 2 号

高島市図書館協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市図書館協議会委員の任命について

図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 5 条および高島市立図書館の設置および管理に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 1 2 1 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり高島市図書館協議会委員に任命することにつき、議決を求める。

別紙

高島市図書館協議会委員

氏 名	所 属 等	新任 再任
國松 完二	元滋賀県立図書館長	再任
平松 成美	NPO法人絵本による街づくりの会代表 学校図書館ボランティア	再任
吉川 宏	元小学校長 元公民館長	再任
井上 恵美	ブックスタートサポーター おはなしボランティア	再任
山本 恵子	朗読ボランティア(声の広報) ブックスタートサポーター 元小学校長	再任
菅井 友佳子	保育士 おはなしサークル代表	再任
本村 香澄	学芸員 元図書館職員	再任
福原 博美	元小学校長 学校図書館ボランティア	再任
山本 永子	学校図書館司書	再任
梅村 陽子	小学校講師	再任

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

議第 13 号

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 19 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師に委嘱することにつき、議決を求める。

別紙

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師

	学校医（内科）	所属等	担当校
1	河原 敦	マキノ病院	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校およびマキノ中学校
2	岡田 清春	おかだ小児科医院	今津東小学校
3	前川 源司	前川クリニック	今津東小学校および今津中学校
4	岸本 景子	ピュアクリニック	今津東小学校および今津中学校
5	前田 昌彦	あいりんクリニック	今津北小学校
6	藤井 恒夫	藤井医院	今津中学校
7	宮本 昌子	みやもとこども診療所	朽木東小学校、朽木西小学校および朽木中学校
8	小泉 聡	小泉クリニック	安曇小学校および安曇川中学校
9	多胡 博雄	多胡クリニック	安曇小学校、本庄小学校および安曇川中学校
10	東 正久	東医院	青柳小学校
11	氷室 実	氷室内科医院	安曇川中学校
12	小篠 一彦	おざさ医院	高島小学校および高島中学校
13	片岡 謙	片岡クリニック	新旭南小学校および湖西中学校
14	納富 隆	湖西クリニック	新旭南小学校および湖西中学校
15	澤村 五茂	澤村クリニック	新旭北小学校
16	本多 朋仁	本多医院	新旭北小学校

	学校医（耳鼻科）	所属等	担当校
1	山内 一浩	山内耳鼻いんこう科	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、マキノ中学校、今津東小学校、今津北小学校、今津中学校、朽木東小学校、朽木西小学校、朽木中学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、安曇川中学校、高島小学校、高島中学校、新旭南小学校、新旭北小学校および湖西中学校

	学校医（眼科）	所属等	担当校
1	中西 紀典	中西眼科医院	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、マキノ中学校、今津東小学校、今津北小学校、今津中学校、朽木東小学校、朽木西小学校および朽木中学校
2	晴山 正志	はれやま眼科	安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校および安曇川中学校
3	安原 徹	やすはら眼科クリニック	高島小学校、高島中学校、新旭南小学校、新旭北小学校および湖西中学校

	学校歯科医	所属等	担当校
1	桜井 敬丈	桜井歯科医院	マキノ東小学校およびマキノ南小学校
2	撰 能理子	林歯科医院	マキノ西小学校およびマキノ中学校
3	前川 幹男	前川歯科医院	今津東小学校および今津中学校
4	原田 直一	原田歯科医院	今津東小学校および今津中学校
5	堀井 長幸	堀井歯科医院	今津北小学校および今津中学校
6	足立 剛	あだち歯科クリニック	朽木東小学校および朽木中学校
7	山本 修	山本歯科医院	朽木西小学校、安曇小学校および安曇川中学校
8	大山 恒徳	おおやま歯科クリニック	安曇小学校および安曇川中学校
9	横木 薫	横木歯科医院	青柳小学校
10	安原 善蔵	安原歯科医院	本庄小学校
11	中野 公	なかの歯科	安曇川中学校
12	角谷 慶範	かくたに歯科クリニック	高島小学校
13	安原 善樹	安原歯科医院	高島中学校
14	松田 直哉	まつだ内科・歯科クリニック	新旭南小学校
15	野上 昌義	野上歯科医院	新旭北小学校
16	藤本 洋子	藤本歯科医院	湖西中学校

	学校薬剤師	所属等	担当校
1	瀧 江都子	共創未来高島薬局	マキノ東小学校およびマキノ西小学校
2	田村 秀明	調剤薬局マリーナ マキノ病院前店	マキノ南小学校およびマキノ中学校
3	林 真吾	りんご薬局	今津東小学校
4	岡尾 弘美	たんぼぼ薬局 高島店	今津北小学校
5	沖津 敏子	フタバ薬局 新旭店	今津中学校
6	上村 るり子	ケーエーシー薬局	朽木東小学校および朽木中学校
7	宮川 仁紀	たかひげ調剤薬局	朽木西小学校
8	保井 洋平	高島市薬剤師会	安曇小学校および安曇川中学校
9	戸井 恵子	ルックドイ薬局 安曇川店	青柳小学校
10	岡田 慎也	ユタカ薬局安曇川	本庄小学校
11	手柴 順子	高島市薬剤師会	高島小学校および高島中学校
12	藤原 栄子	ひかり薬局	新旭南小学校
13	山川 邦之	とうじゅ薬局	新旭北小学校
14	垣本 修吾	みつばち調剤薬局	湖西中学校

任期：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 1 4 号

高島市立学校の産業医の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立学校の産業医の委嘱について

高島市立学校の職員の健康管理等を行う医師として、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 1 3 条第 2 項に規定する産業医を置くものとし、次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏 名	所 属 等	備 考
本多 朋仁	本多医院	マキノ東小学校ほか 1 2 小学校 マキノ中学校ほか 5 中学校

任期：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議第 15 号

高島市立学校看護師派遣事業実施要綱を廃止する告示案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 19 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立学校看護師派遣事業実施要綱を廃止する告示

高島市立学校看護師派遣事業実施要綱（平成 18 年高島市教育委員会告示第 4 号）は、令和 7 年 4 月 1 日に廃止する。

報告第 1 号

高島市立学校看護師派遣事業実施要綱の制定について

令和 7 年 2 月 1 2 日に別紙のとおり高島市立学校看護師派遣事業実施要綱
(令和 7 年高島市告示第 1 2 号) が制定されたので報告する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之



高島市告示第12号

高島市立学校看護師派遣事業実施要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日

高島市長 福井 正



高島市立学校看護師派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、高島市立学校に就学する医療的ケア児が安心して学校生活を送れるよう、医療および教育の連携のもと看護師を派遣することにより、これら児童生徒の自立を促進するとともに保護者および看護者の看護の負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「医療的ケア」とは、人工呼吸器管理や痰吸引、経管栄養等の医療が日常生活に不可欠な支援をいう。

2 この告示において「医療的ケア児」とは、医療的ケアを日常的に必要とする児童生徒をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、高島市とする。ただし、この事業の実施については、訪問看護事業者に委託できるものとする。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、医療的ケア児のうち次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 高島市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 高島市立学校に在籍する者
- (3) 医師の訪問看護指示書（保健医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第19条の4第1項の規定する訪問看護指示書をいう。）による医療的ケアを必要としていること。

(事業の申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、高島市立学校看護師派遣事業申請書（様式第1号）に医療的ケア実施同意書（様式2号）および訪問看護指示書（様式3号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と判断したときは、医療的ケア児の就学する学校へ看護師を派遣するものとする。

(利用者の決定)

第6条 市長は、前条の規定により適否を判断したときは、高島市立学校看護師派遣事業決定通知書（様式第4号）により、医療的ケア児の保護者および就学する学校長に通知するものとする。

(実施方法等)

第7条 実施方法は、第5条の規定により提出された訪問看護指示書（写）に基づき、予算の範囲内において、訪問看護事業者が作成する訪問看護計画に基づき看護師を派遣するものとする。

（派遣の中止）

第8条 市長は、次に掲げる場合は、看護師の派遣を中止できるものとし、高島市立学校看護師派遣事業中止決定書（様式第5号）により、医療的ケア児の保護者および就学する学校長に通知するものとする。

- (1) 医療的ケア児が高島市外へ住所を変更したとき。
- (2) 医療的ケア児が退学または長期入院もしくは施設に入所したとき。
- (3) 医療的ケア児が特別支援学校に転学するとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

（委託料）

第9条 看護師の派遣に要する委託金額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により定められた訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）に準じて算出するものとする。

2 受託者は、毎月10日までに前月分の委託業務の実績を取りまとめ、高島市立学校看護師派遣事業実績報告書兼請求書（様式第6号）を提出するものとする。

3 市長は、前項の請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（その他）

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第1号(第5条関係)

高島市立学校看護師派遣事業申請書

年 月 日

高島市長

住所

申請者

(保護者) 氏名

高島市立学校看護師派遣事業実施要綱第5条の規定により、看護師の派遣を依頼したいので申請します。

対象児童・生徒 (本人)	ふりがな 氏 名		男女	年 月 日生	
	住 所				
保 護 者 (申請者)	ふりがな 氏 名		男女	対象者との続柄	
	住 所				
利用予定回数	回(年 月 日～ 年 月 日まで)				
医療行為の内容					
学校長所見	学校長				
注意事項 訪問看護指示書(写)を添付してください。					

様式第2号（第5条関係）

医療的ケア実施同意書

（申請および利用等に関すること）

- (1)毎年度、教育委員会へ高島市立学校看護師派遣事業申請書（様式第1号）、医療的ケア実施同意書（様式第2号）、医師の訪問看護指示書（様式第3号）の写しを提出し、教育委員会が医療的ケアの実施の継続可否を判断すること。
- (2)学校で医療的ケアを実施する上で主治医の指導・助言が必要な場合に、学校関係者や担当看護師等が保護者の受診に同行し、主治医と相談を行う場合があること。
- (3)保護者は、児童生徒の医療的ケアの内容の変更があった場合には、その内容を速やかに学校へ報告するとともに、主治医の訪問看護指示書の写しを教育委員会へ提出すること。

（医療的ケア実施に関すること）

- (4)保護者において、医療的ケアの実施に必要な医療機器（予備電源含む）、医療用具、医療品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、学校に預託すること。
- (5)医療的ケアを安全に実施するために、入学時や転学時のほか、学校行事（校外学習等を含む）、夏休み等の長期休業や長期の入院後はじめて登校する際などには、安定して医療的ケアを実施できるまでの一定の期間、保護者等に付き添いを依頼することがあること。
- (6)医師の訪問看護指示書に基づき看護師等が医療的ケアを実施するが、やむを得ない事情により、医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、保護者等に付き添いを依頼することがあること。
- (7)登校前に家庭にて、健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等が普段と違い、体調が悪い時には登校を控えること。
- (8)児童生徒が在校中に健康状態等に異変があった場合など、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。
- (9)児童生徒の症状に急変が生じ、緊急事態と学校等が判断した場合やその他必要な場合には、学校等が事前に確認している医療機関に連絡をとり、必要な措置を講じること。

（費用負担に関すること）

- (10)医療的ケアを実施するにあたり、必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費について、保護者の負担になること。
- (11)学校や看護師等が必要と認めるときには、主治医等を受診すること。なお、その費用

は保護者の負担となること。

⑫在校中に児童生徒の症状に急変が生じ、児童生徒を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われた場合、それに伴い生じた費用は保護者等の負担になること。

(情報共有に関すること)

⑬安全に学校生活が送れるよう、保護者等から提供された申請内容等を必要に応じて学校長その他教職員及び看護師等で共有すること。

⑭緊急時の対応のために、「主治医の指示書」等の内容を、主治医以外の医療機関等に情報共有する場合があること。

⑮入学時や転学時において、他の関係機関と必要な情報を共有すること。

(その他)

⑯上記のほか、必要に応じ学校等との間で取り決めた事項を順守すること。

年 月 日

高島市長

上記事項について、全て同意の上、医療的ケアの実施を依頼します。

学校名 _____

児童生徒名 _____

保護者名 _____

住所 _____

訪問看護指示書

登校時に実施する医療的ケア
宿泊時・体調不良時に必要な医療的ケア

保護者から依頼のあった下記児童生徒に対し、通学すべき学校において実施される医療的ケア※について、以下のとおり指示する。（該当する□にチェックしたうえで、必要事項を記入）
※医療的ケアとは、治療を目的とするものではなく、障害にともなって日常的な生命の維持、健康状態の維持・改善のために必要な医療的な行為であり、医師の指示の下で保護者が家庭で行っている行為をいう。

児童生徒氏名				生 年 月 日		学 校 名					
				年 月 日		高 島 市 立 学 校					
主たる疾患名				病状における特記事項（安定度等）							
投薬中薬剤の用量・用法		処方内容が記載された別紙に示す。（処方箋等）									
看護師への具体的指示内容	吸引	鼻腔 Fr cm		口腔 Fr cm		吸引圧 kPa以下		咽頭奥の吸引 可 不可			
		気管カニューレ内 Fr cm		気管カニューレ先吸引 可 Fr cm		気管カニューレからの吸引圧 kPa以下					
		【配慮事項（その他の吸引やカニューレフリーの場合の対応など）】									
	経管栄養	経鼻胃管		胃瘻		腸瘻		経鼻空腸チューブ		その他（ ）	
		チューブの種類				サイズ Fr		挿入長（胃瘻の場合はストッパー上部の長さ） cm		固定水 ml	
		【注入内容】									
		別紙に示す。（注入箋等）									
	気管切開ケア	気管カニューレ		種類				サイズ 外径 cm		内径 cm	
		【留意事項（カニューレ抜去時の対応等）】									
	人工呼吸器	【留意事項（その他）】									
酸素療法		インターフェイス		マスク		鼻カヌラ		気管カニューレ			
呼吸器		酸素流量		L/分							
種類				モード							
設定											
【配慮事項（緊急搬送の判断基準〔SpO2、脈拍等〕を含む）】											
【緊急時〔SpO2低下、呼吸困難、機器の故障等〕の対応】											

第 号
年 月 日

高島市立学校看護師派遣事業決定通知書

保護者 様

高島市長



年 月 日付けで申請のあった高島市立学校看護師派遣事業について、下記のとおり決定しましたので、高島市立学校看護師派遣事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 対象者氏名
- 2 対象者住所
- 3 派遣の要否 要 否
- 4 否の理由
- 5 派遣先
- 6 訪問看護事業者
- 7 派遣期間
- 8 医療行為の内容等

第 号
年 月 日

高島市立学校看護師派遣事業決定通知書

学校長 様

高島市長



高島市立学校看護師派遣事業実施要項第6条の規定により申請のあった件について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 対象者氏名
- 2 対象者住所
- 3 派遣の要否 要 否
- 4 否の理由
- 5 派遣先
- 6 訪問看護事業者
- 7 派遣期間
- 8 医療行為の内容等

第 号
年 月 日

保護者 様

高島市長



高島市立学校看護師派遣事業中止決定書

下記の対象者について、高島市立学校看護師派遣事業実施要綱第8条の規定により、訪問看護事業者からの看護師の派遣を中止決定したので通知します。

記

- 1 対象者名
- 2 対象者住所
- 3 中止決定年月日
- 4 中止決定の理由

様式第5号の2（第8条関係）

第 号
年 月 日

学校長 様

高島市長



高島市立学校看護師派遣事業中止決定書

下記の対象者について、高島市立学校看護師派遣事業実施要綱第8条の規定により、訪問看護事業者からの看護師の派遣を中止決定したので通知します。

記

- 1 対象者名
- 2 対象者住所
- 3 中止決定年月日
- 4 中止決定の理由

報告第2号

近江聖人中江藤樹記念館の臨時休館について

近江聖人中江藤樹記念館の管理運営に関する規則（平成17年高島市教育委員会規則第30号）第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり近江聖人中江藤樹記念館の臨時休館を定めたので報告する。

令和7年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

1 臨時休館を行う期間

令和7年4月1日（火）から令和7年5月31日（土）まで

2 休館理由

中江藤樹・たかしまミュージアムの開館に向けて施設内の展示準備を行うため

報告第3号

マキノ資料館の臨時休館について

高島市郷土文化保存伝習施設の管理運営に関する規則（平成17年高島市教育委員会規則第34号）第3条の規定に基づき、下記のとおりマキノ資料館の臨時休館を定めたので報告する。

令和7年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

1 臨時休館を行う期間

令和7年4月1日（火）から令和7年5月31日（土）まで

2 休館理由

施設内の資料整理を行うため

報告第4号

高島市子ども読書活動推進計画（第4次）の策定について

高島市子ども読書活動推進計画（第4次）を策定したので、別冊資料のとおり報告する。

令和7年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

報告第5号

高島市学校施設長寿命化計画の改定について

高島市学校施設長寿命化計画を改定したので、別冊資料のとおり報告する。

令和7年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

報告第6号

令和7年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和7年3月高島市議会定例会一般質問について、別紙のとおり教育委員会に関する答弁結果を報告する。

令和7年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

別紙

令和 7 年 3 月 高島市議会定例会
一般質問通告事項および答弁者一覧表

個人

氏名	質問事項	答弁者
藍原 章 議員	たかしま発酵のまちづくり構想について伺う	教育総務部長 教育指導部長
是永 宙 議員	「みどりの食料システム戦略」の取り組みについて	教育指導部長
磯部 亜希 議員	子ども達が地域について考え、意見を出していくことが高島市の未来を拓いていくのではない か	教育指導部長
松木 純子 議員	学校で使用する上履きと「足育」の推進について	教育指導部長

藍原議員

(質問番号 1) たかしま発酵のまちづくり構想について伺う

- | |
|-------------------------------|
| 1 発酵食文化を活かしたまちづくりとは具体的に何をするのか |
| 2 発酵食文化を活かした地域振興を行う主体は |
| 3 自然環境や観光資源、他分野の業種との協働は |
| 4 高島市の発酵食文化の創造と発信、ブランディングは |
| 5 発酵関係人口をどのようにして増やすのか |
| 6 構想推進体制に県の協力はあのか |

商工観光部長答弁

(答) 藍原議員の質問番号 1「たかしま発酵のまちづくり構想について」のご質問にお答えをいたします。

まず、この構想につきましては本市の最上位計画でございます「高島市総合計画 後期基本計画」における「かもす産業経済分野」の施策項目 2「高島ブランドを育成・発信します」のうち、方針 3 に掲げる『発酵』を活かした地域振興を推進します」を具体的に進めるため、その理念や施策の方向性を定めたものでございます。

ご質問の 1 点目「発酵食文化を活かしたまちづくりとは具体的に何をするのか」についてでございますが、構想ではたかしまの発酵食文化に関わる様々な課題を解決するため 3 つの方針を掲げ、その方針に基づく具体的な施策の方向性をお示ししているところです。

例えば「方針 1 発酵食文化の伝承」においては、発酵食文化の伝承や親しむ活動の充実、地域に伝わる発酵食文化の記録、伝承を担う人材の育成などを、「方針 2 発酵食文化価値の創造と発信」においては、“発酵のまち・たかしま”の独自性や魅力を効果的に伝えるためのブランディングや各種媒体を通じた発信、新たな発酵食レシピや製品を創出する取組などを掲げています。そして「方針 3 発酵関係人口の創造」においては、発酵食ガストロノミーツーリズムの推進や、発酵食文化を通じた移住・定住の推進などを、具体的な施策の方向性として掲げています。

次に２点目の「発酵食文化を活かした地域振興を行う主体」についてでございますが、これは「発酵」というものが、異なる微生物同士が共存し、互いの存在によって最適な環境を創り出す作用を持つように、食材を生産する農畜水産業と加工する製造業、発酵食品を活かしてサービスを提供する飲食、宿泊業や小売業、そして発酵食に関心を持つ人など多様な主体が、その所属や地域、年齢に関係なく、また生まれながらに高島に暮らす人や外から移り住んできた人など、異なる価値観が交わり合う中で、新たに起こる自発的な活動こそが地域振興につながっていくものと考えています。

次に３点目の「自然環境や観光資源、他分野の業種との協働」についてでございますが、例えば構想では、発酵食品それ自体や、その原料となる農林水産品がつくられる環境の保全活動や生産現場での体験活動にご参加いただくことで、農林水産業と連携しながら、発酵食品を生み出す本市の自然環境への理解を深めるようなツーリズムの推進のほか、本市に滞在して発酵食品を味わう中で、併せて本市の歴史や文化にも理解を深めるような、発酵食ガストロノミーツーリズムの推進などを施策の方向性として掲げています。

次に４点目の「高島市の発酵食文化の創造と発信、ブランディング」についてでございますが、発酵食文化に関する情報がある程度集積しているようなポータルサイトやリーフレットがあることで、まずは高島市が「発酵のまち」として認知されるような、基本的なプロモーションツールが必要であると考えています。

またその際には、琵琶湖に注ぐ水の３分の１以上を生み出す本市の豊かな自然環境や、優れた風景を形成する高島の水と暮らしの文化といった「重要文化的景観」の魅力を伝えるなど、本市の発酵食文化は人々の生活と自然環境との共生の中で生まれてきたものであり、サステナブルな文化と知恵がある地域だと伝えることが重要であると考えています。

次に５点目の「発酵関係人口をどのようにして増やすのか」でございますが、これは３点目のご質問でお答えしました発酵食ガストロノミー

ツーリズムの推進など、本市の発酵食文化と観光を掛け合わせることで、本市への関心や地域への関わり合いを深めていただくことや、過去に市内で取り組まれた「発酵食文化カレッジ」のように、本市の発酵食文化を学び、生産現場を訪れ知的好奇心を刺激しながら、本市への関心を高めていただくような取り組みを行うなど、こうした取り組みを通じて、本市に関わり続ける関係人口の創出を図ってまいりたいと考えており、更には発酵食文化を支える新しい担い手づくりにつなげていくことも期待するところでございます。

最後に、6点目の「構想推進体制に県の協力はあるか」についてでございますが、本構想の策定にあたっては県からもご助言をいただいているほか、構想の推進についても関心を持っていただいております、その推進にあたっては適宜連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、県におかれましても来年度の北部振興施策として、発酵食品製造事業者等の知名度アップや売上向上を支援するとともに、滋賀の発酵食品のファンを創出する事業を予定されていますので、連携を進め相乗効果を発揮してまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

高島の発酵食文化を展示し、広く周知するために、改修中の「中江藤樹・たかしまミュージアム」を活用することはできないか

教育総務部長答弁

(答) 現在、改修中の工事につきましては、年度内に改修を終え、4月、5月で展示等の準備をして、本年6月にリニューアルオープンをする予定となっています。

ご質問の「中江藤樹・たかしまミュージアム」の中に展示ができないかというご質問でございますが、この施設につきましては、この名称のとおり、中江藤樹を顕彰し、その人物像や、その教えを学ぶエリアと、

高島の歴史をはじめとした文化全般に関する資料の展示や、情報発信をするエリアの大きく2つのエリアで展示を行う文化財の拠点施設となります。

ご質問の発酵食文化につきましては、「高島市文化財保存活用地域計画」におきまして、本市の歴史や文化を理解するうえで、重要な要素の一つとなっております「食文化」の中に位置づけもされております。

そういった意味でも、その情報発信につきましては大変重要だと考えておりますので、「歴史・文化」の展示エリアの中で、情報発信を予定しているところでございます。

ただし、展示方法につきましては、地域計画で設定しております、当市の歴史の特徴ごとに関連付けました5つのストーリーに沿って、毎年度ごとに、展示替えをする予定をしているところでございます。

今後、このストーリーの中の「湖辺の祈りと暮らし」というテーマの展示をする際には、鮎ずしや味噌、酒といった発酵文化、高島が育んできた生活文化につきまして、民具や歴史のわかる写真等を展示をして、資料の紹介をしていきたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

高島の発酵食文化について、子どもたちにも周知する必要があると考えるが、食育等、何か具体的な取組はしているか

教育指導部長答弁

(答) ただいまのご質問は、高島市内の小中学校で取り組んでいる食育で、発酵に関わることについてのご質問というふうに受け止め、ご答弁を申し上げます。

現在、学校給食の献立において高島の伝統的な食事、あるいは献立を取り入れた特別なメニューを取り入れています。

そこで、由来であったり、成り立ちであったりをお昼の放送等で紹介

するような取組を進めております。

その部分で、高島の伝統的な食事、発酵に関わることも紹介しているものと考えております。

以上でございます。

【担当：商工観光部 商工振興課】

【担当：教育総務部 文化財課】

【担当：教育指導部 学校給食課】

是永議員

(質問番号 2)「みどりの食料システム戦略」の取り組みについて

3 オーガニック給食による効果について

教育指導部長答弁

(答) 是永議員の質問番号 2 の 3 点目のご質問にお答えいたします。

「オーガニック給食による効果について」でございますが、オーガニック給食は、学校給食などに、有機野菜や有機米などの有機農産物を使用する取組であり、農林水産省からオーガニックビレッジを宣言した市町村など、全国の自治体に対し、昨年 12 月 8 日の「有機農業の日」に合わせて、学校給食への有機農産物等の使用を呼びかけるとともに、地元産の有機米や有機野菜を使用した取組例が紹介されております。

本市の学校給食におきましては、これまでから、教育活動の一環として、地元農家等との連携による地場産野菜の地産地消に努めるとともに、地域の食文化や季節の食材を取り入れた高島にゆかりのある安心で安全な献立を提供することにより、地元への愛着や感謝の気持ちを育むなど、学校給食を通じた教育的効果を引き出す食育の推進に努めているところであります。

今後は、より一層、関係部局との連携を図り、子どもたちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることができるよう、各教科等の食に関する指導と関連付けながら、学校給食におけるさらなる食育の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校給食課】

磯部議員

(質問番号 1) 子ども達が地域について考え、意見を出していくことが
高島市の未来を拓いていくのではないかと

2 小学校高学年から、中学生、高校生による議会の傍聴について

教育指導部長答弁

(答) 磯部議員の質問番号 1 の 2 点目のご質問にお答えいたします。

「小学校高学年から、中学生、高校生による議会の傍聴について」で
ございますが、小学校や中学校の教育課程において、行政の仕組みや地
方議会、地域課題について学ぶ単元があり、これまでから、校外学習と
して、市役所や議場の見学を取り入れている小学校や、修学旅行中に、
国会議事堂の見学等の学習活動に取り組んでいる中学校もございます。
小中学生にとりまして、議場を直接見学する体験的な学習活動は、議会
や行政への関心を高めるとともに、将来社会人として未来を切り拓く力
の育成にもつながるものと考えております。

各学校の教育課程の編成につきましては、各学校の教育方針に沿って、
年間通じて、計画的かつ効果的に行えるよう、授業担当教員を中心に学
校の裁量に委ねられているところであります。

議員仰せの議会の傍聴につきましては、議会の開催時期が学期始めや
学期末と重なること、年間通じた学習計画と議会の開催時期との整合性
の問題、傍聴時間帯が流動的であること、さらには、傍聴席が限られて
いることなど、多くの調整が必要となりますことから、議会の傍聴に限
らず、議会の録画中継を視聴したり、県教育委員会から提供されてお
ります「学校支援メニュー」を効果的に活用したりすることにより、行政
の仕組みや議会、地域課題についての幅広い学習活動の充実につながる
のではないかと考えているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

県教育委員会が提供されている「学校支援メニュー」とは何か

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

県教育委員会生涯学習課が実施されております「地域の力を学校へ」推進事業におきまして、「学校支援メニュー」として、地域の人びと、また企業・団体が提供する専門的な技術力、人材を活かした学校での出前事業や社会見学、体験学習支援のメニューをとりまとめられ、特設のwebページで紹介されております。

私の記憶ではございますが、300以上のメニューが揃えられております。

この「学校支援メニュー」を活用することにより、市議会の見学や傍聴に限らず、小中学校における授業や学習手法の選択の幅を広げることになり、議員が仰せの行政の仕組みや地方議会、地域課題も含めまして、幅広く子どもたちの学習活動の充実につながるものと考えております。

以上でございます。

(再質問)

議会の傍聴を市教育委員会が主導して実施することについて伺う

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

先程の答弁で申し上げましたように、議会の傍聴となりますと、時期の問題であったり、収容人数の問題であったり、大きな課題が残ると考えております。

学習の目的として、地域課題であったり、議会の学習であったりということについては、先程申し上げました議会の録画中継であったり、学校の方で気楽にメニューを選択してそれに近い学習ができる、先ほど申し上げました学習支援メニューの活用等で幅広くカバーできるのでは

ないかと考えております。

課題が多いことですので、答弁では幅広い選択を学校ができるような形での答弁とさせていただきました。

以上でございます。

(再質問)

他市町でも実施されているので可能だと考えるが、考えを伺う

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

答弁では、現状において考えられる課題であつたり運用の方法であつたりを申し上げております。

学校につきましては、先程申し上げましたように、各学校で教育課程を編成しております。各校で計画的に、年間を通じて学習の計画を立てておりますので、その中で希望があれば助言はさせていただきますが、基本的には学校主体で教育活動を選んでいく形になると考えております。

以上でございます。

担当：【教育指導部 学校教育課】

松木議員

(質問番号 2) 学校で使用する上履きと「足育」の推進について

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 学校の身体測定時での足の計測と足の幅も選べる上履きの導入および上履きを見直すことに伴う保護者への経費負担を軽減するための支援策の検討について2 中学校の上履きにスリッパを使用することに関して、災害や緊急時の備えを保護者や子どもたちに情報共有するために、防災課と協議をはじめることについて3 足育を含めた特色ある施策について |
|---|

教育指導部長答弁

(答) 松木議員の質問番号 2 の 1 点目と 2 点目のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の「学校の身体測定時での足の計測と足の幅も選べる上履きの導入および上履きを見直すことに伴う保護者への経費負担を軽減するための支援策の検討について」お答えいたします。

小中学校において、毎学年定期に行われております身体計測につきましては、学校保健安全法施行規則に定められております検査の項目に従い、各種の測定器具を準備するとともに、正確な測定の手順を確認した上で、各学校の教員により測定しているところであります。現在のところ、学校保健安全法施行規則における検査項目が変更されるという通知は届いておりませんので、身体測定時の検査項目に足の計測を追加する計画はございません。

また、「足の幅も選べる上履きの導入および上履きを見直すことに伴う保護者への経費負担を軽減するための支援策の検討について」でございますが、学校ごとに指定されております上履きにつきましては、制服や体操服等と同様に、学校のきまりとして各学校において決定することになっております。

各学校では、これまでから、児童生徒の実態や保護者の意向等を踏まえ、十分に検討され、現在使用されている上履きに至った経緯がござい

ます。併せて、文部科学省発行の生徒指導提要におきましては、きまりや校則の見直しにあたっては、児童会や生徒会、保護者会といった場において、確認したり、議論したりする機会を設けるなどの手続きを踏んだ上で、見直しを行っていくことが求められているところであります。

教育委員会といたしましては、足の幅も選べる上履きの導入および上履きを見直すことに伴う保護者の経費負担を軽減するための支援策につきましては、議員ご指摘の健康面や安全面への配慮とともに、学校ごとに指定されている上履きに違いがあること、適正な保護者負担の軽減策の在り方など、十分かつ慎重な検討を積み重ねていく必要があるものと考えているところでございます。

最後に、2点目の「中学校の上履きにスリッパを使用することに関して、災害や緊急時の備えを保護者や子どもたちに情報共有するために、防災課と協議をはじめることについて」でございますが、上履きの種類や履き方によっては、議員が仰せのとおり、防災や避難の際の危険性を指摘されていることは承知しております。1点目のご質問にお答えいたしましたとおり、校内の上履きについては、各学校が決定することになっておりますことから、今後見直しが行われる際には、様々な観点から議論されるとともに、災害や緊急時の備えについては、児童生徒や保護者の方々へ情報提供されるものと考えております。

教育委員会といたしましては、今後、これまでから学校の防災学習等において、指導や協力をいただいている防災課等の関係部局とも連携しながら、学校のニーズに応じた支援をしてまいりたいと考えております。以上、私からの答弁といたします。

健康福祉部長答弁

(答) 松木議員の質問番号2の3点目のご質問にお答えいたします。

「足育を含めた特色ある施策について」でございますが、本市では、これまでから子育て支援センターにおきまして、子育て講座の一環として足育講座を実施しております。講座では、「カラダを育てる0歳から

の足育講座」と題し、専門家をお招きして、足と運動の大切さや靴の正しい履き方、ファーストシューズを選ぶポイントなど、受講者に具体的なアドバイスをすることで、より健康的な身体の発達を支援する場としております。また、市では、「健康たかしま いきいきウォーキングマップ」を作成し、靴の選び方や歩行の正しい姿勢等について紹介するとともに、里湖で地域を結ぶウォーキングの実施やBIWA-TEKU アプリを活用したウォーキングなどを推進してきたところであります。

これらの取り組みを踏まえ、正しい姿勢や歩き方を身につけることが、健康な身体づくりに欠かせないことを広く皆様にお知りいただくため、市制20周年記念事業として昨年8月に開催しました「みんな行こうよ！しあわせつながる元気プラスフェスタ」では、足や歩行を大切にするための健康づくりのコーナーを設け、「歩き方の個性は身体づくりのヒント」と題した講演会や歩行測定会を実施し、子どもから高齢者まで多くの方にご参加いただきました。

市としましては、足や靴について正しい知識を身につけ、正しい姿勢や歩き方を実践し、健康的な足や身体を育てる「足育」の重要性に鑑み、子育て支援センターにおきましては、子育て講座の一つとしての足育講座を継続的に開催し、幼少期からの足育の大切さの理解を深め、足に合った靴選びや歩行姿勢の重要性について啓発してまいりたいと考えております。

一方、「健康な身体は元気な足から」といった足育の考え方は、高齢者にとっても非常に重要なものと捉えており、中でもウォーキングが一番身近で誰もが実践しやすい運動であることから、健康寿命の延伸も期待できるものであります。

今後におきましては、子どもから高齢者までの生涯にわたり健康に過ごしていただくため、ご自身の足に合った靴を正しく履いて、運動などを実践していただけるよう、様々な機会を生かし、また、他機関とも連携しながら、足育の視点も取り入れた健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

身体測定の検査項目に足の計測を追加することについて、各学校の裁量で始めてみてはどうかと考えるがいかがか伺う

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

各学校で実施されております身体測定につきましては、学校保健安全法施行規則で義務付けられております健康診断における検査項目に基づきまして、実施をしているものでございます。

身体の発育状態を測定する項目としましては、平成28年度から座高が廃止をされ、現在は身長と体重のみとなっているところであります。

繰り返しの答弁となりますが、現在のところ、学校保健安全法施行規則における検査項目の変更通知は届いておりませんので、身体測定時の検査項目に足の計測を追加する計画はございません。

議員ご指摘のとおり、成長期にある子どもたちにとりまして、健康面や安全面から足のサイズに適した靴を履くことは大切なことでありますことから、各学校から子どもたちや保護者の方々に呼びかけが行われるよう、はたらきかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

大規模災害が起こった際、学校でのスリッパでの避難について見解を問う

危機管理監答弁

(答) ただ今の再質問についてお答えをいたします。

まず、質問のいただきました中学校の上履きにスリッパを使用することについてでございますが、これは災害に備える上で必要最小限の措置

を講じているものと認識をしております。

その上で、先ほど教育指導部長からも答弁がございましたように、校内の上履きについては各学校が決定することでございますことから、また、今後、見直しが行われる際には様々な観点から議論がなされることですので、防災部局としても連携を図りつつ、学校のニーズに応じた支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(再質問)

市にも足育サポートセンターを設け、足や靴に関する相談窓口を設置することが望ましいと考えるが、市としての見解を伺う

健康福祉部長答弁

(答) お答えいたします。

現在、市には足に特化した相談窓口はございませんが、健康推進課では健康全般についてのご相談をお受けしております。今後、足育の視点を取り入れた健康づくりに取り組む中で、市民の皆様の関心の高まりを鑑みながら、相談窓口の設置について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

上履きと足育の推進についての市長の考えを問う

市長答弁

(答) それでは、お答えさせていただきます。

健康福祉部から答弁をしましたように、足育の考え方は大変重要であるというふうに認識しておりますので、市民の皆様に広めるなど、より一層推進してまいりたいというふうに考えております。

それを学校現場においてどのように進めていくかについてでござい

ますが、各学校現場や保護者様の思いが大切ですので、教育委員会から答弁しましたように、教育委員会から上履きを指定するといった始め方は難しいというふうに考えております。

やはり、足育の考え方を広めていく中で、各学校現場や保護者様の健康づくりへの思いや取組を後押しすることが大切であるというふうに考えております。

このため、各学校への情報提供や取組への助言などの後押しを行いながら、そのような中でモデル的な取組が発生した場合は、それが広がっていくようにさらに後押しをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

【担当：健康福祉部 健康推進課】

【担当：政策部 防災課】